

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 8 月 23 日（金）第 32 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 3
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（大島支庁取扱い） 4

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表（監査委員事務局取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年 8 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
はまさき耳鼻咽喉科	志布志市志布志町安楽622	令和元年 7 月 26 日

鹿児島県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年 8 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
坂口梓	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	令和元年 6月1日	柔道整復
坂口梓	整骨院無双伊集院 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	令和元年 6月1日	柔道整復

鹿児島県告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年8月23日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
錦江町宿利原巡回診療所	肝属郡錦江町神川7258番地1	平成31年4月1日
いしがみ歯科クリニック	日置市東市来町湯田2930	平成31年4月1日
ひまわり薬局	志布志市志布志町安楽瀬戸2071番地1-3	令和元年6月17日
そお調剤薬局	曾於市末吉町二之方字竹谷ノ上6015番22	令和元年7月1日
医療法人EMS森戸救急クリニック	曾於市末吉町二之方6013	令和元年7月1日
オリーブ薬局	曾於市末吉町上町四丁目2番地	令和元年7月1日
株式会社中村五郎薬局	出水市明神町387番地	令和元年7月1日
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25-17	令和元年7月1日
笠之原調剤薬局	鹿屋市笠之原町49番18号	令和元年7月1日

鹿児島県告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和元年8月23日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人幸望会	出水郡長島町鷹巣3681番地2	第二スマイル園	出水郡長島町鷹巣2093番地1	令和元年5月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
奄美市	奄美市名瀬幸町25番8号	奄美市住用国民健康保険診療所	奄美市住用町大字西仲間111番地	令和元年7月1日	訪問看護、介護予防訪問看護
有限会社アート	出水市平和町335番2	マリン薬局	出水市平和町335番2	令和元年7月1日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
医療法人幸望会	出水郡長島町鷹巣3681番地2	スマイル園	出水郡長島町鷹巣3681番地5	令和元年7月1日	認知症対応型共同生活介護

					護, 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護
--	--	--	--	--	--

鹿児島県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年 8 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
		変更前	変更後	
医療法人浩然会指宿浩然会病院 指宿市十町1130番地	所在地	指宿市十町 1145	指宿市十町 1130番地	令和元年 6月18日

鹿児島県告示第307号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和元年 8 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
高橋 利直	いちき串木野市医師会立脳神経外科センター	いちき串木野市生福5391番地3	内科	令和元年 8月14日
坂元 顕久	いちき串木野市医師会立脳神経外科センター	いちき串木野市生福5391番地3	脳神経外科	令和元年 8月14日
有村 哲	有村眼科	薩摩川内市御陵下町20番29号	眼科	令和元年 8月14日
久保田 真吾	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町西平4107番7	呼吸器科	令和元年 8月14日
宮口 衛	医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津7588番地	耳鼻咽喉科	令和元年 8月14日
津畑 学	医療法人徳洲会名瀬徳洲会病院	奄美市名瀬朝日町28番地1	内科	令和元年 8月14日
佐久間 大輔	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町西平4107番7	整形外科	令和元年 8月14日
平原 一穂	霧島記念病院	霧島市国分福島一丁目5番19号	脳神経外科	令和元年 8月14日
石井 毅	霧島記念病院	霧島市国分福島一丁目5番19号	脳神経外科	令和元年 8月14日

鹿児島県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 8 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和元年7月29日から令和2年3月19日まで
- 3 作業の地域 徳之島町亀津地内

鹿児島県告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和元年7月29日から令和2年3月19日まで
- 3 作業の地域 伊仙町面縄地内

大島支庁告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年8月23日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス和月	奄美市名瀬古田町3番地13	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番1号2階	白浜 和晃	令和元年7月1日	生活介護

大島支庁告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年8月23日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション咲楽	大島郡徳之島町亀津7469番地	株式会社朋友	大島郡徳之島町亀津7469番地	町 和久	令和元年8月1日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護

監査委員公表**監査委員公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した令和元年度の随時監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年8月23日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大藺 豊
同 酒匂卓郎
同 前野義春

- 第1 監査の概要
 - 1 監査の対象

平成31年4月1日から監査実施日までの期間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の実施

平成30年度に実施した定期監査の結果、更に監査を行う必要があると認められる3機関について実施した。

なお、実施機関ごとの監査事項及び実施日は次のとおりである。

機 関 名	監 査 事 項	実施日
総務部		
かごしま県民交流センター	1 支出負担行為及び支出命令の状況（報償費）	令和元年 7月11日
	2 自主検査の状況 等	
教育委員会		
山川高等学校	1 生産物等の処分及び売買代金の収納事務処理の状況	令和元年 7月5日
	2 資金前渡払の状況 等	
加世田常潤高等学校	1 生産物等の処分及び売買代金の収納事務処理の状況	令和元年 7月8日
	2 支出負担行為及び支出命令の状況（旅費・委託料） 等	

注 機関の名称は、「鹿児島県立」を省略して記載

3 監査の主眼

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか及び経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した3機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、かごしま県民交流センター及び山川高等学校においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、加世田常潤高等学校においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する1件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

該当なし

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

1件（教育委員会 1件）

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容
教育委員会	
加世田常潤高等学校	備品の購入において、執行何で決定された見積依頼業者以外の業者から見積書を徴し、当該見積書をもって契約の相手方に決定した上で、備品の納品及び検査並びに代金の支払まで完了しているものがある。